

令和4年5月10日

第23回水俣市農業委員会

第23回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎3階会議室ABC
- 2 開催日時 令和4年5月10日  
 開会 9時30分  
 閉会 10時 5分
- 3 出席委員  
 農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 9番 廣島 康雄 君  
 2番 松田 時義 君 10番 松本 公昭 君  
 3番 森口 信二 君 11番 淵上 正嗣 君  
 4番 山澤 親徳 君 12番 前田 仁 君  
 6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君  
 7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君  
 8番 中村 清治 君  
 推進委員 13名 15番 平松 明子 君 22番 坂口 新一 君  
 16番 蒔元 政廣 君 24番 池田 郁雄 君  
 17番 竹下 正治 君 25番 原田 隆義 君  
 18番 竹本 孝幸 君 26番 森下 義孝 君  
 19番 山内 秋光 君 27番 下鶴 信雄 君  
 20番 溝口 幸一 君 28番 古里 君廣 君  
 21番 安田 昌一 君
- 4 欠席委員  
 農業委員 1名 5番 田畑 和雄 君  
 推進委員 1名 23番 山口 初憲 君
- 5 議事日程  
 第1 議事録署名委員の選出  
 第2 報告事項(1)合意解約通知について  
 報告事項(2)許可不要転用について  
 報告事項(3)農用地利用配分計画の認可について  
 議第84号 農地法第4条の許可申請について  
 議第85号 農用地利用集積計画の申出について  
 議第86号 非農地判断について
- 6 農業委員会事務局  
 局 長 永松 正治  
 次 長 大川 尊  
 参 事 松原 真樹  
 主 任 山内 哲郎

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第23回水俣市農業委員会会議を開催いたします。</p> <p>本日の出席の農業委員は、13名です。</p> <p>欠席者は、5番、田畑委員です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>本日の署名委員は、7番、稲田委員、8番、中村委員にお願いいたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員は13名で、欠席者は23番、山口委員です。</p> <p>報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。</p> <p>本日は、8番、中村委員にお願いいたします。</p>
<p>8番委員 (中村清治君)</p>	<p>農業委員会憲章</p> <p>一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。</p> <p>報告事項(1)合意解約通知についてでございます。</p> <p>議案書は、1ページになります。</p> <p>貸し人、借り人、土地の所在等は記載のとおりです。</p> <p>地目は全て、台帳は田、現況は畑で、面積は4筆合わせまして、2,206㎡。合意解約日は、令和4年4月18日でございます。</p> <p>解約の理由につきましては、借人が高齢となったため合意解約したものでございます。</p> <p>場所は2ページをご覧ください。</p> <p>次に報告事項の(2)許可不要転用についてでございます。</p> <p>議案書は3ページになります。</p> <p>まず、1番ですが、届出人、土地の所在は記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況ともに田。面積は、1,588㎡の内18㎡でございます。</p>

	<p>理由は、農業用倉庫建設のためで、施設概要は農業用倉庫でございます。</p> <p>建築面積は18㎡です。</p> <p>場所は4ページをご覧ください。</p> <p>基盤整備を行った農地となっており、今現在は仮地番がふられておりますが、まだ本登記が済んでおりませんので、従前地での申請となっております。</p> <p>施設配置図は、5ページに記載しておりますので、御参照ください。</p> <p>続いて2番です。</p> <p>3ページにお戻りください。</p> <p>届出人、土地の所在は記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、2,562㎡です。</p> <p>理由は、市道袋インター線関連事業に伴う工事用道路、土砂仮置き及び資材置き場として一時転用するもので、施設概要は工事用道路、土砂仮置き及び資材置き場でございます。</p> <p>この農地は、令和元年10月の総会におきまして、令和元年10月21日から令和2年3月20日までの間、一時転用として報告がされている農地でございますが、再度、一時転用を行うものでございます。</p> <p>場所は6ページをご覧ください。</p> <p>次に報告事項(3)農用地利用配分計画の認可についてで、ございます。</p> <p>議案書は7ページです。</p> <p>本件は、平成29年3月10日の第34回会議で、貸人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申出について、御審議、御承認いただいた農地になります。</p> <p>5年間の転借を終え、改めて熊本県農業公社が連帯人となり、それぞれ転借人への貸借につきまして、令和4年3月25日付けで熊本県知事から認可されたものです。</p> <p>土地の所在、現況、地目、面積は、それぞれ記載のとおりでございます。</p> <p>期間は全て、令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間となっております。</p> <p>利用目的は、全て水田で、借賃は記載のとおりでございます。</p> <p>利用権の種類は賃借権となっております。</p> <p>場所は、1番から3番につきましては、8ページをご覧ください。4番につきましては、9ページを御覧ください。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第84号、農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>

7 番委員 (稲田祐市君)	はい、議長。
議 長	はい、7 番、稲田委員にお願いします。
7 番委員	<p>議第84号、農地法第4条の許可申請について、1番を説明いたします。</p> <p>申請人、土地の所在は、議案書記載のとおりで、面積は2筆で310㎡となっております。</p> <p>地目は、台帳現況ともに畑です。</p> <p>転用目的としましては、倉庫及び通路・駐車場の整備で、老朽化した既設の倉庫を解体し、新たな倉庫を建て、通路及び駐車場として利用されるそうです。</p> <p>施設概要としましては、事業面積が310㎡、転用面積は同じく310㎡となっております。</p> <p>資金計画は記載のとおりです。</p> <p>土地は第3種農地となっており、申請地は12ページをご覧ください。</p> <p>計画の配置図は13ページをご覧ください。</p> <p>こちらは5月2日に、事務局2名、施工業者の方と現地調査を行いました。</p> <p>隣接地は宅地と畑。東には川があり、転用目的のとおり用途では問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見も無いようですので、議第84号、農地法第4条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)

議 長	<p>御異議も無いようですので、議第84号、農地法第4条の許可申請については、許可相当と決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第85号、農用地利用集積計画の申出についてを、議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
13番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議 長	はい、13番、戸次委員をお願いします。
13番委員	<p>議第85号、農用地利用集積計画の申出について、利用権の新規です。</p> <p>1番と2番は、借人が同一のため、2番まで御説明いたします。</p> <p>1番、貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。面積3筆合計で2,994㎡です。</p> <p>始期終期は、令和4年6月1日から令和9年5月31日の5年間。利用目的は野菜。借賃は無償で、利用権の種類は使用貸借権です。</p> <p>借人の方は後程、説明します。</p> <p>2番、貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。地目は、台帳は田、現況は畑です。</p> <p>面積は850㎡。始期終期は、令和4年6月1日から令和9年5月31日の5年間。利用目的は野菜。借賃は無償で、使用貸借権となっております。</p> <p>借人は、議案書記載のとおりです。</p> <p>経営面積は、議案書のとおりです。</p> <p>場所は18ページをご覧ください。</p> <p>里芋を作っておられまして、上の田には水を張ってありまして、水がどのような状況かわからなかったものですから、借人に訪ねましたら、水を好む作物で、水を入れたり出したりしたら大丈夫とのことを知りましたので一安心で、全面に里芋を作っておられた状況です。</p> <p>借人は、認定農業者でもあり、また、農協の理事をされて農業に対して熱心にやっておられます。</p> <p>野菜と、茶を主にされて、皆さんもご存じのとおり、親子共々、熱心に農業に専念されております。</p> <p>以上で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
7番委員	はい、議長。

議 長	はい、7番、稲田委員をお願いします。
7番委員	<p>議第85号農用地利用集積計画の申出について、新規3番について説明いたします。</p> <p>賃借人、土地の所在は記載のとおりでございます。</p> <p>地目は、台帳現況ともに田で、面積は434㎡。</p> <p>始期終期は、令和4年6月1日から令和9年5月31日の5年間。</p> <p>利用目的は野菜。借賃は無償。利用権の種類は使用貸借権でございます。</p> <p>申請地は、今、戸次委員から説明がありました同じ所で、18ページをご覧ください。</p> <p>こちらの方は、遊休農地を利用したいということで、今回、借りるようになりました。</p> <p>借人の方は、稲作と玉葱の栽培等をご夫婦で頑張っておられます。</p> <p>ここは今回、農業委員の坂本さんと地域の皆さんと一緒にあって、遊休農地の解消に里芋を栽培されるということで、頑張っておられます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、再設定ですが、議第85号、農用地利用集積計画の申出について1番を説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は記載のとおりでございます。</p> <p>土地は3筆あり、台帳、現況共に田になっております。</p> <p>面積は、3筆合計で、1,598㎡。始期終期は、令和4年6月1日から令和9年5月31日の5年間となっております。</p> <p>利用目的は、水稻。借賃は無償。利用権の種類は使用貸借権となっております。</p> <p>申請地は18ページを御覧ください。</p> <p>遊休農地を利用したいということで、今回、借りるようになりましたが、借人の方は、稲作中心にご夫婦で農作業を頑張っておられます。</p> <p>先程も言いましたように、里芋の栽培も、地域の皆さんと一緒にあって、遊休農地の解消等を頑張っておられます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
6番委員 (金田一充章君)	はい、議長。
議 長	はい、6番、金田一委員をお願いします。

6 番委員	<p>議第 8 5 号、農用地利用集積計画の所有者移転について、御説明をいたします。</p> <p>1 7 ページです。</p> <p>所有権移転する者、土地の所在は議案書記載のとおりです。全部で 5 筆。</p> <p>地目は、上から 4 筆は台帳現況ともに畑、最後の一筆は台帳現況共に宅地です。</p> <p>この宅地の一筆については、中間管理事業の特例事業において、一括で取り扱う農業用施設であるため、対象に含まれております。</p> <p>面積は、合計で 1 4, 7 6 5. 8 7 m<sup>2</sup>です。</p> <p>利用目的は、みかん園と農業用施設用地で、1 0 a あたりの単価は記載のとおりです。</p> <p>所有権移転を受ける者は、議案書記載の新規就農者です。</p> <p>この案件は、農地中間管理機構を介して転売するもので、昨年の 3 月 1 0 日のこの会議で、元の所有者から農業公社が、一旦買い受けることについて、御審議、御承認をいただきましたが、当初の予定では、所有者から農業公社が一旦買い受けた後、今回の新規就農者に売り渡す予定となっておりました。</p> <p>しかし、購入資金として予定しておりました、日本政策金融公庫から融資が下りなかったため、県の補助金と自身の収入が得られるまでの 1 年間の間、公社が貸し付けることとして、昨年 6 月 1 0 日の会議で、1 年間の利用権の設定について御承認をいただいた農地です。</p> <p>今回、みかんの収益が上がり、資金の目途がたったため、先月の会議で合意解約の御報告を行い、今回、農業公社が買い入れ予定者に売り渡す運びとなったものです。</p> <p>推進委員の安田さんが間を取り持ち、県や市の御支援をいただき、ここまでこぎつけました。</p> <p>場所は、1 9 ページの地図をご覧ください。</p> <p>主に極早生の温州みかんが植わっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、御審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第 8 5 号、農用地利用集積計画の申出については、承認してもよろしいでしょう

	か。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議も無いようですので、議第85号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第86号、非農地判定についてを議題といたします。</p> <p>本議題は、令和3年度に実施した利用状況調査において、再生利用が困難と判断した農地について、農地法運用通知により農地に該当しない旨、判断を行うもので、調査を終えた22区について非農地の審議を行うものです。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
9 番委員 (廣島康雄君)	はい、議長。
議 長	はい9番、廣島委員をお願いします。
9 番委員	<p>非農地について、御説明申し上げます。</p> <p>1番から186か所ございまして、今年の3月と4月に、平松委員と非農地の判定をしまりました。</p> <p>まず初めに、21ページから33ページの74番までで、写真、地図が51から62ページまででございます。</p> <p>2人で回ったんですが、道がわからない所もありまして、ほとんどが山で、写真を見てもわかりますように、全てが山林になっておりました。</p> <p>続きまして、33ページの75から37ページの99番までです。</p> <p>写真が62ページから68ページまでございまして、ほとんどが、現地に行くのに道もわからず、山林になっておりましたので非農地として認定してきました。</p> <p>次が37ページ100番です。この地区が45ページの153番までです。これも同じく、写真と地図を見ただけならば、行けばわかるんですが、全部山です。畑ができるような所はなく、山林化してしまして、桧、雑木が植わっておりました。</p> <p>次が45ページの154番ですね。48ページの174番までです。</p> <p>写真は、73ページから77ページです。ここも道もなく雑木です。山林化しておりました。</p> <p>次が48ページの175番からですね。48ページの178番です。</p> <p>写真は、78、79ページです。</p> <p>ここもですね、現地に行く道がわからずにですね、道路から見えてまいりました。</p> <p>2人で、これも山林として判定してまいりました。</p>

	<p>最後が49ページ。80ページから最後までです。  見てまいりましたが、農地として認めるところはありませんでしたので、平松委員と非農地と判定してまいりました。  説明がすっきり行きませんでしたので、審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御異議も無いようですので、議第86号非農地判定については、非農地として通知してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御異議も無いようですので、  議第86号、非農地判定については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。  全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第23回水俣市農業委員会会議を終了いたします。  皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員